

「主な取組」検証票

施策展開	1-(7)-ア	まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進		
施策	①公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入			
(施策の小項目)	—			
主な取組	沖縄県福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化の推進	実施計画 記載頁	76	
対応する 主な課題	○沖縄県福祉のまちづくり条例(9年)施行により、新しい施設のバリアフリー化は進んでいるが、施行以前に整備した施設及び日常生活で利用する小規模施設、また住宅から施設、施設から施設の線(経路)や面(まち)としてのバリアフリー化が今後の課題である。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由な行動や社会参加ができる地域社会を実現するために、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針に基づき、特定生活関連施設事前協議等によって多数の者が利用する公共施設等におけるバリアフリー化を促進する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	370件 事前協議 件数	380件	380件	380件	390件	→	県 事務処理 特例市
	生活関連施設のバリアフリー化の促進						
担当部課	子ども生活福祉部 障害福祉課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成27年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
福祉のまちづくり事務交付金交付事業	3,627	3,492	公共施設等におけるバリアフリー化の推進のため、福祉のまちづくり条例に基づき、事前協議等(469件)を実施した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
事前協議件数			380件	469件
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果			
順調	公共施設等のバリアフリー化を進めるためには、事前協議を行うことが最も重要である。地域の建築状況を把握する機関に事務委任し、着実に事前協議の実施を行うことで、条例の実効性の向上を図った。事前協議件数の実績値は計画値を89件上回っており、推進状況は順調である。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
福祉のまちづくり事務交付金交付事業	3,427	建築確認業務を行う5市(那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市)に特定生活関連施設事前協議等の事務委任を行うことで、事業者の利便性及び条例の実効性を図る。	県単等

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成27年度の取組改善案	反映状況
①公共施設等のバリアフリー化を進めるためには、計画段階から整備基準に適合させる必要があることから、工事の際に先立って行われる事前協議を行うことが最も重要である。福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を徹底するため、建築物の新築等を把握する際に、事前協議の対象になるかを確認し、該当する場合は、引き続き、県機関及び各市から催促を行う。また、適切な時期に協議が行われ、条例適合施設数が増加するように、事前協議、指導・助言等の円滑な実施に向けた制度の周知を行う。	①事前協議を実施する各機関に、事務担当者会議をとおして、建築物の新築等を把握する際に、事前協議が行われていない対象施設に催促するように依頼し、確実に事前協議が行われるように促した。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数(累計)	518件 (23年度)	1,046件 (27年度)	1,100件	528件	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	沖縄県福祉のまちづくり条例施行以前の建築物については、バリアフリー化は進んでいなかった。しかし、条例施行(平成9年4月)により、新築等の建築物については着実にバリアフリー化が進められ、平成27年度においては127件の増加があり、基準値と比較して528件の増加となっている。今後も順調に増加すると見込まれるため、目標値の達成は可能と思われる。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <p>・事前協議件数は着実に増加しているが、事前協議の結果、不適合となる施設も一定数ある。また、事前協議が必要な対象施設への周知及び催促を行っているところであるが、催促等を行っていても条例への理解が不足しているため事前協議が行われない事例もあり、依然として未協議の施設が散見される。</p> <p>○外部環境の変化</p> <p>・沖縄県福祉のまちづくり条例施行から相当期間が経過したことや福祉のまちづくり推進体制事業などにより条例の認知度は上がりつつある。</p>
--

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<p>・条例適合施設数を更に増やしていくためには、事前協議を確実にいき、協議の際の指導や助言を丁寧を実施し、事業者理解と協力を求めていく必要がある。</p>
--

4 取組の改善案(Action)

<p>・福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を徹底するため、建築物の新築等を把握する際に、事前協議の対象になるかを確認し、該当する場合は、引き続き、県機関及び各市から催促を行う。</p> <p>・公共施設等のバリアフリー化を進めるためには、計画段階から整備基準に適合させる必要があることから、工事の際に先立って行われる事前協議を行うことが最も重要である。適切な時期に協議が行われ、条例適合施設数が増加するように、事前協議、指導・助言等の円滑な実施に向けた制度の周知を行う。</p>
--

「主な取組」検証票

施策展開	1-(7)-ア	まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進		
施策	①公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入			
(施策の小項目)	—			
主な取組	地域生活支援事業(専門・広域的事業)	実施計画 記載頁	77	
対応する 主な課題	○高齢者や障害者のためのバリアフリー化にとどまらず、子ども、観光客、外国人なども含め、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが求められている。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターに手話通訳者を設置するとともに、県内手話通訳者・要約筆記者を養成するため、各種研修事業を実施する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	1人 手話通訳 者設置数				→		県
	コミュニケーション支援人材(点訳奉仕員、手話通訳者等)の養成、派遣等					→	
	視聴覚障害者に向けた情報(点字ニュース、字幕入映像等)の提供派遣等						
担当部課	子ども生活福祉部 障害福祉課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成27年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
地域生活支援事業(専門・広域的事業)	15,173	14,245	コミュニケーション支援人材の育成・派遣や、視聴覚障害者に向けた情報の提供を実施した。 【実施状況】 【各種養成研修の開催※()書は修了者数】 ・手話通訳者養成研修(本島31人、宮古7人、石垣5人修了) ・要約筆記者養成研修(18人修了) ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(14人修了) ・手話通訳士養成ステップアップ研修(29人修了) 【各種派遣事業の実施】 ・要約筆記者18回、手話通訳者35回、盲ろう者向け通訳介助員845件 【その他】 ・点字ニュースの提供、録音図書や声の広報(県広報等)の制作、字幕・絵・手話動画等を活用したインターネットによる日常生活情報の提供等。	各省 計上
活動指標名			計画値	実績値
手話通訳者設置数			1人	1人

様式1(主な取組)

推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果
順調	活動指標の手話通訳者設置数は、平成27年度の計画値1人に対し、実績値1人となっている。 また、沖縄点字図書館や沖縄聴覚障害者情報センターにおいて視聴覚障害者に向けた情報(点字ニュースや字幕入映像等)の提供を行うことにより、障害者の意欲や能力に応じた社会参加活動が行われた。

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
【地域生活支援事業(専門・広域的事業)】 (専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣等事業)	15,838	障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な経費等を補助する。 手話通訳者養成研修(本島、宮古、石垣)、要約筆記者養成研修(本島)、盲ろう者向け通訳介助員養成研修(本島)等の研修事業を実施する。 県及び各市町村に登録されている手話通訳者に向けて、現任研修事業を実施する。 要約筆記者、手話通訳者、盲ろう者向け通訳介助員を利用者のもとへ派遣する。 点字ニュースの視覚障害者への提供、録音図書や声の広報(県広報等)の制作、字幕・絵・手話動画等を活用したインターネットによる日常生活情報の提供等を行う。	各省計上

(3) これまでの改善案の反映状況

平成27年度の取組改善案	反映状況
①引き続き、より多くの手話奉仕員に、専門的な手話通訳者の養成研修を受講してもらえよう市町村・沖縄県聴覚障害者協会等と連携しながら周知を図っていく。また、多数の受講申込者を受け入れるよう体制整備を行う。	①各市町村へ周知し、手話通訳者養成研修の受講を促している。また、受講申込者全員を受け入れることができるよう会場の確保に努めており、平成27年度においては申込者全員受け入れることができた。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
専門・広域的な意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣実績	50人 (25年度)	30人 (26年度)	53人 (27年度)	→	—
状況説明	障害者のコミュニケーションを支援する者の養成研修を実施して人材育成を図るほか、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うことにより情報バリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすい環境づくりに取り組んでいる。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成研修開催において、受講者の定員に限りがあるため、単年度で大幅な受講者の増は対応困難である。 障害者が、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を、常に利用したいときに対応できる状況とはまだないため、引き続きコミュニケーション支援人材の養成及び確保が必要である。 <p>○外部環境の変化</p>

様式1(主な取組)

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・市町村で実施する手話奉仕員養成研修修了者のステップアップとして、手話通訳者養成研修の受講を促す必要がある。
- ・県及び各市町村で登録された手話通訳者の技術の向上を図るため、現任者向けの研修が必要である。

4 取組の改善案(Action)

- ・引き続き、より多くの手話奉仕員に、専門的な手話通訳者の養成研修を受講してもらえるよう市町村・沖縄県聴覚障害者協会等と連携しながら周知を図っていく。
- ・県及び各市町村で登録された手話通訳者向けに、手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を開催する。

「主な取組」検証票

施策展開	1-(7)-ア	まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進		
施策	①公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入			
(施策の小項目)	-			
主な取組	・福祉のまちづくり推進体制事業 ・障害者理解促進事業	実施計画 記載頁	77	
対応する 主な課題	○高齢者や障害者のためのバリアフリー化にとどまらず、子ども、観光客、外国人なども含め、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが求められている。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由な行動や社会参加ができる地域社会を実現するための福祉のまちづくり条例の認知度向上に繋げるため、条例の趣旨に沿った福祉のまちづくりに寄与する優秀事例(取組や活動を行っている個人、企業又は団体)の表彰を行う。また、障害者への理解促進のため、「障害者週間のポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」を募集し、表彰を行う。これらの取組により、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりに寄与する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29~	実施主体
	10件 福祉のまち づくり賞 278件 ポスター・ 体験作文 応募件数				→	→	県
	福祉のまちづくり賞の表彰、障害者週間のポスター及び体験作文の表彰などの啓発活動						
担当部課	子ども生活福祉部 障害福祉課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成27年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
福祉のまちづくり推進体制事業	2,225	289	福祉のまちづくり条例の主旨の認知向上に繋げるため、福祉のまちづくり賞の普及啓発活動を実施した。計画値10件に対し、実績値4件となった。	県単等
障害者理解促進事業	831	771	障害者への理解促進のため、「障害者週間のポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」を募集し、表彰を行った。ポスター・作文応募件数は、計画値278件に対し、実績値124件となった。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
福祉のまちづくり賞応募件数			10件	4件
ポスター・作文応募件数			278件	124件

様式1(主な取組)

推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果
大幅遅れ	<p>「福祉のまちづくり賞」については、平成26年度は表彰対象者がいなかったが、平成27年度は募集の周知先を増やしたり、賞の対象となる団体等に対しても積極的に応募を働きかけたことにより、応募件数が4件に増加し、3団体に表彰を行った。応募件数の計画値には及ばなかったが、件数が前年度より伸びたこと、また表彰対象団体が3件あったことにより、事業の目的である障害者等をはじめすべての人が安心して生活し、自由な行動や社会参加ができる地域社会を実現するために行う福祉のまちづくりに寄与した。(H26年度3件→H27年度4件に増加)</p> <p>「障害者週間のポスター」や「心の輪を広げる体験作文」の応募数は、年々減少の傾向にあり平成26年度も応募件数は低迷していた。これを受けて、平成27年度は、従来行ってきた関係機関への周知活動を行うと同時に、電話などを通して直接学校機関に呼びかけを行った結果、前年度と比較して応募件数が、約6倍に伸びた(H26年度19件→H27年度124件)。応募件数の計画値には及ばなかったが、前年度より応募件数が大幅に伸びたため、県民の障害者への理解が促進された。</p>

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
福祉のまちづくり推進体制事業	2,113	福祉のまちづくり条例の主旨の認知向上に繋げるための福祉のまちづくり賞の普及啓発活動を行い、また、福祉のまちづくり施策等について諮問するための沖縄県福祉のまちづくり審議会を運営する。	県単等
障害者理解促進事業	831	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」の応募を募り、優秀な作品を表彰する。これらの活動を通して、障害者の理解促進を図っていく。	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

平成27年度の取組改善案	反映状況
<p>①「福祉のまちづくり賞」については、表彰の対象を見直し、施主や処理特例市(那覇市、浦添市など5市)及び県の各土木事務所、福祉事務所等に働きかけ福祉のまちづくり条例に基づく事前協議をした案件や地域での取組の中から優れた事例を担当者推薦として挙げるなど、応募件数・優良事例を共に増やすことにより、賞のレベルアップや条例の知名度向上に繋げる。また、平成26年度に引き続き、応募期間を第4四半期の表彰時期に合わせることで、翌年度以降も表彰の報道効果があるうちに賞の応募に繋がれるよう工夫する。</p> <p>②「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の応募については、県教育庁(各教育事務所)や関係機関と連携を図り、障害児(者)との交流機会の増大や、夏休みの課題設定などにつながるよう周知を図るなど、応募数の増加に努める。また、実際に電話や学校機関への訪問等を通じて直接呼びかけを行う。</p>	<p>①「福祉のまちづくり賞」については、事前協議をした案件や地域での取組の中から優れた事例について、積極的に応募を促したことにより応募件数が増加し、条例の知名度の向上に繋がった。 また、応募期間を第4四半期の表彰時期に合わせることで、表彰の報道効果があるうちに賞の応募に繋がった。</p> <p>②関係機関との連携を図ることで、広範囲の方々へ「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の周知が可能になった。また、電話等を介して学校機関に直接呼びかけることで、応募件数の増加につながられた。(H26年度19件→H27年度124件に増加)</p>

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—

様式1(主な取組)

参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
福祉のまちづくり賞応募件数	6件 (25年)	3件 (26年)	4件 (27年)	→	—
ポスター・体験作文応募件数	12件 (25年)	19件 (26年)	124件 (27年)	↗	—
状況説明	<p>現状では建築関係者以外の一般県民の「福祉のまちづくり条例」に対する認知度が低い状況にあるため、福祉のまちづくり賞の応募総数を増やすことで優良事例の増加、条例認知度・バリアフリー意識の向上に繋げていきたい。</p> <p>障害者理解促進事業においては、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」の応募件数が年々減少の傾向にあったが、平成27年度は同取組の周知徹底を図ったところ応募件数が6倍に増加した。</p> <p>これらの取組により福祉のまちづくりを推進し、また障害者理解の促進を行うことで、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりに寄与していく。</p>				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p>○内部要因</p> <p>・「福祉のまちづくり賞」については、表彰制度の見直しにより自主応募ができるようになり、応募条件としての側面では応募がしやすくなっているが、表彰制度が長期になってきたことで、過去の受賞事例が多くなり、先進事例という観点からの応募としては難しくなっている。</p> <p>○外部環境</p> <p>・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」において、高校生・一般部門の応募件数が、小・中学生部門に比べて著しく少ない。</p>

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

<p>・「福祉のまちづくり賞」については、過去に受賞した事例であっても、長期継続している受賞者に対しては積極的に応募を促すことにより、さらに上位の賞を与える事ができる。</p> <p>・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」については、高校生・一般部門に焦点をあてて、周知活動を行っていくことで、応募件数の改善が図れる。</p>
--

4 取組の改善案(Action)

<p>・「福祉のまちづくり賞」については、前年度の受賞の報道効果があるうちに、次の年度の応募に繋がられるように募集時期を早めに設定するようにする。</p> <p>・引き続き事務処理特例市(那覇市、浦添市など5市)及び県の各土木事務所、福祉事務所等に働きかけ、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議をした案件や地域での取組の中から優れた事例を担当者推薦として挙げるなど、応募件数・優良事例を共に増やすことにより、条例の知名度向上に繋げる。</p> <p>・同表彰を過去に受賞した事例であっても、長期継続している場合は表彰の対象となることから積極的に応募を促すことで、福祉のまちづくりに寄与していく。</p> <p>・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」において、県内の高校へ電話等を利用して直接呼びかけを行うことで、高校生への周知活動を図り、応募件数の増加につなげる。また、市町村の障害福祉所管課に、一般の方の目につきやすい場所に公募チラシを掲示してもらい、一般部門の応募件数増加を図る。</p>
